

商 品 名	普 通 預 金
-------	---------

ご利用いただけるお客様	・法人、個人。
預入方法	・預入方法: 随時預入できます。 ・預入金額: 1 円以上。 ・預入単位: 1 円単位。
預入期間等	・期間の定めはありません。
払戻方法	・随時払戻しできます。
お利息	・当金庫の定める所定の利率を適用させていただき、変動金利となります。なお、預金利率については、窓口にお問い合わせ下さい。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算を行い、年 2 回(3 月・9 月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
税 金	・個人のお利息には 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の源泉分離課税がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) ・法人の場合は総合課税になります。
中途解約のお取扱	—————
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部法務課(9 時～17 時、 電話: 0944-86-6930)にお申出ください。また、当金庫のほか、(一社)全国信用金庫 協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。 (9 時～17 時、電話: 03-3517-5825) 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話: 092-741-3208)、北九州法律センター(電話: 093-561-0360) 久留米センター(電話: 0942-30-0144)、東京弁護士会(電話: 03-3581-0031)、 第一東京弁護士会(電話: 03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話: 03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、 当金庫営業日に、上記総務部法務課または全国しんきん相談所(9 時～17 時、 電話: 03-3517-5825)にお申出ください。
その他	・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・個人はマル優のお取扱いができます。 ・預金保険につきましては、決済用預金に該当する無利息型普通預金・当座預金は全額保護され、それ以外の一般の普通預金、定期預金等は合算して 1 金融機関ごとに 1 預金者あたり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。